

令和6年第2回定例会

(初 日)

令和6年6月4日

令和6年第2回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和6年6月4日（火）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任
- 第4 諸般の報告
- 第5 議員派遣第1号 議員の派遣について
議員派遣第2号 議員の派遣について
- 第6 議案上程及び提案理由説明
- 第7 議案第48号 平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第49号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第50号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第51号 平川市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第52号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第53号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第54号 製造の請負契約について
議案第55号 財産の取得について
議案第56号 財産の取得について
議案第57号 令和6年度平川市一般会計補正予算（第1号）案
議案第58号 令和6年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第8 報告第5号 放棄した私債権の報告について
報告第6号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第8号 平川市税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第9号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第10号 平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例報告第7号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第11号 令和5年度平川市一般会計補正予算（第11号）
 - ・専決第7号 令和5年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）
 - ・専決第12号 令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第3号）
 - ・専決第13号 令和5年度平川市石郷財産区一般会計補正予算（第1号）
 - ・専決第14号 令和5年度平川市岩館財産区一般会計補正予算（第1号）
 - ・専決第15号 令和5年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）
 - ・専決第16号 令和5年度平川市新尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）
 - ・専決第17号 令和5年度平川市新館財産区一般会計補正予算（第2号）
 - ・専決第18号 令和5年度平川市沖館財産区一般会計補正予算（第1号）

- 報告第 8 号 令和5年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 9 号 令和5年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 10 号 令和5年度平川市下水道事業会計予算繰越について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1 番 水 木 悟 志
2 番 葛 西 厚 平
3 番 小 野 誠
4 番 北 山 弘 光
5 番 葛 西 勇 人
6 番 山 谷 洋 朗
7 番 中 畑 一二美
8 番 石 田 昭 弘
9 番 石 田 隆 芳
10番 工 藤 秀 一
11番 福 士 稔
12番 佐 藤 保
13番 原 田 淳
14番 桑 田 公 憲
15番 齋 藤 剛
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 對 馬 謙 二 |
| 財 政 部 長 | 對 馬 一 俊 |
| 市民生活部長 | 小 野 生 子 |
| 健康福祉部長 | 工 藤 伸 吾 |
| 経 済 部 長 | 田 中 純 |

建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主査	佐藤吏

○議長（石田隆芳議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第2回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、佐藤 保議員及び13番、原田 淳議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月28日、議会運営委員会を開催し、会期について協議したところ、配付した会期日程表（案）のとおり、会期は本日から6月21日までの18日間に決定されました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの18日間と決定しました。

日程第3、議会改革特別委員会の設置を議題とします。

地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、平川市議会議員政治倫理条例の検討等を目的に、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会改革特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、原田 淳議員、中畑一二美議員、葛西勇人議員、小野 誠議員、葛西厚平議員、水木悟志議員、以上、6人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました、議会改革特別委員会委員について、委員会条例第3条及び第

5条の規定を準用し、任期は2年とし、任期の起算は選任の日からとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の任期及び任期の起算は、委員会条例第3条及び第5条の規定を準用することに決定しました。

ただいまより、委員会室1において、議会改革特別委員会の正副委員長を互選し、その結果を議長に報告していただきたいと思います。

なお、委員会において、委員長が決定するまで、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員に臨時委員長として委員長の職務をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時14分 再開

○議長(石田隆芳議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長に葛西勇人議員、副委員長に葛西厚平議員、以上でございます。

議会改革特別委員会委員長、副委員長の就任承諾の挨拶を求めます。

初めに葛西勇人委員長、登壇願います。

(議会改革特別委員会委員長登壇)

○議会改革特別委員会委員長(葛西勇人議員) おはようございます。

ただいま議会改革特別委員会が設置され、委員長に任命されました葛西勇人でございます。

私は、前回の議会改革特別委員会においては、当時の福士 稔議長に指名をいただき、そして佐藤 保委員長の下、議会改革特別委員会の副委員長として、様々な経験をさせていただきました。特に、議論を進めていくに当たってのプロセスとか、あと理想と現実の合間に立って、どこで折り合いをつければいいのかなど、様々な勉強をさせていただいたつもりでございます。

今回、改めて議会改革特別委員会委員長として、議会改革という点について頑張ってもらえる所存ですが、改革というよりは、市民のために議会がどうあるべきか、そのことをしっかりと見据えながら、議会を一步一步市民の感覚に近づけていくような、努力をしていきたいと思っています。

今回は、政治倫理条例をつくることを主目的としておりますけれども、それ以上に制度をつくるというよりもは、市民のために何ができるのか、どういった議会であらなければならないのかということ、本質をきちんと見極めて進めていきたいと思っています。

その上ではですね、やはり議員の皆様のお協力及び皆様との討議等をしていくことは、とても大事だと思っています。委員長としては、あくまでも皆様の意見を幅広く聞いて、それを基に取りまとめをしていきたいと思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしく願います。ありがとうございました。

(議会改革特別委員会委員長降壇)

○議長(石田隆芳議員) 次に葛西厚平副委員長、登壇願います。

(議会改革特別委員会副委員長登壇)

○議会改革特別委員会副委員長(葛西厚平議員) おはようございます。

ただいま議会改革特別委員会の副委員長に任命されました、美郷会の葛西厚平と申します。

今回は、葛西勇人委員長を補佐し、議員の倫理意識の向上、民主的な市政の発展に寄与できるよう努めてまいりますので、皆様のお力をお貸しくくださるようお願い申し上げ、簡単ですが、就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(議会改革特別委員会副委員長降壇)

○議長(石田隆芳議員) 以上で、議会改革特別委員会委員長、副委員長の挨拶は終わりました。

日程第4、諸般の報告を行います。

令和6年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された申し合わせ事項、意見要望第1号回答の受領について(回答待ち・要回答)、意見要望第2号平川市の教育施策に関する意見について(提出:要回答)及び、意見要望第3号「令和6年4月23日付け平川市における公共建築物に関する意見書について(回答)」について(意見と質問)、市長より提出された議案第48号から議案第58号及び報告第5号から報告第10号の計17件、監査委員より提出された令和6年1月分から3月分までの例月出納検査報告書、そのほか、碓ヶ関開発株式会社第27期決算報告書、令和6年度第28期予算書、令和5年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、全てタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5、議員の派遣について議題とします。

会議規則第167条に基づき提出された、議員派遣第1号及び議員派遣第2号の2件について、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

お諮りします。

議員派遣第1号及び議員派遣第2号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号及び議員派遣第2号については、議員を派遣することに決定しました。

日程第6、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第48号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案から報告第10号令和5年度平川市下水道事業会計予算繰越についてまでの17件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長(長尾忠行) おはようございます。

本日、令和6年第2回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、基幹産業である農業についてであります。昨年は、記録的な高温等の影響により、農作物の栽培管理は非常に困難なものでありました。りんごの生産では、令和5年産の県内の収穫量が、過去3番目の少なさとなりましたが、高い栽培技術などが食味のよさにつながり、価格は高値を維持することができました。昨今の気象状況を勘案すると、本年も慎重な栽培管理が必要になるものと考えておりますが、これまで培ってきた経験と技術により、高品質な農産物を生産し、笑顔の出来秋を迎えられますことを期待しているところであります。

観光分野につきましては、4月1日から、新たに地域プロジェクトマネージャーを任用いたしました。多くの方が当市を訪れるよう、関係する事業者と共に魅力ある観光資源の掘り起こしや磨き上げ、新たな旅行商品の造成などに取り組み、稼げる観光地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、当市出身の漫画家である、新桃 限氏の作品がアニメ化され、4月からテレビで放送されております。当市も作品の舞台のモデルとなっていることから、ふらっと広場に設置しているHIRAKAWAスタンドをアニメイラストでラッピングしたほか、今後は、本庁舎内にキャラクターの等身大パネルを設置するなど、作品を応援し盛り上げるための、市独自のプロモーションを展開することとしております。

次に、能登半島地震で被災した自治体への支援についてであります。5月27日から6日間、石川県志賀町に、当市から職員1名を派遣しました。1月の射水市に続き2人目の派遣となり、住家被害の認定調査業務に従事したところであります。

また、5月8日には、社会福祉法人平川市社会福祉協議会と、災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定を締結いたしました。災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を円滑に実施するため、被災者とボランティアの方たちをつなぐ、大変重要な役割を担うものであり、このたびの協定に基づき、平川市社会福祉協議会とのより強固な連携体制が構築されていくこととなります。今後も、施設整備などハード面での対策を進めることはもちろんですが、災害ボランティアセンターの設置など、ソフト面においてもさらなる整備を進め、安全で安心して暮らせる、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

本年度から新たに開始したにこにこBaby応援金事業では、先月、第1号の対象者となった御家族への贈呈式を執り行いました。本事業は、昨年度まで実施した出産祝金事業を抜本的に見直し、第1子から10万円を支給するものであり、より多くの子育て世帯の経済的な負担軽減を図る市単独事業となっております。引き続き、子育てしやすいナンバーワンのまちを目指し、子育て支援事業の充実に努めてまいりますので、市民の皆様並びに議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第48号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第49号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第50号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、青森県市町村総合事務組合において共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号平川市過疎地域持続的発展計画の変更については、碓沢川橋橋梁補修事業、碓ヶ関鯨森永野線外区画線設置事業、碓ヶ関古懸山元無沢三ツ森線防護柵改修事業、碓ヶ関診療所医療機器整備事業を新たに追加するものであります。

議案第52号東部辺地総合整備計画の変更については、葛川地区集会施設建設事業及び葛川地区消防屯所建設事業の事業費を変更するほか、新たに民営水道施設整備事業費補助金事業など5事業を追加するものであります。

議案第53号久吉辺地総合整備計画の変更については、山岸橋橋梁長寿命化事業の事業費を変更するものであります。

議案第54号製造の請負契約については、平川市防災行政無線の大規模更新の請負契約について、株式会社東晴代表取締役、雪田和也と3億1,764万7,000円で契約を締結するものであります。

議案第55号財産の取得については、除雪ドーザ1台を取得するため、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店支店長、蒔苗 豪と2,046万円で契約を締結するものであります。

議案第56号財産の取得については、ロータリ除雪車1台を取得するため、有限会社尾崎自動車商会代表取締役、尾崎行雄と2,959万円で契約を締結するものであります。

議案第57号令和6年度平川市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,749万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ188億6,749万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでありますが、16款県支出金では、核燃料物質等取扱税交付金4,028万6,000円、学校給食費無償化等子育て支援交付金4,397万8,000円を新規計上しております。

19款繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金を1,967万7,000円追加しております。

21款諸収入では、新型コロナウイルスワクチン接種助成金6,100万8,000円を新規計上しております。

22款市債では、柏木小学校教室改修事業430万円を新規計上しております。

一方、歳出の主なものでありますが、3款民生費では、県学校給食費無償化等子育て支援交付金を活用し、0歳児から2歳児の第1子に係る保育料を無料化することに関連して、施設型給付費を2,905万4,000円追加しております。

4款衛生費では、高齢者の新型コロナウイルスワクチン定期接種事業の関連経費として9,049万円を追加しております。

10款教育費では、柏木小学校教室改修に係る設計等委託料576万4,000円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第1号）案の主な内容であります。

議案第58号令和6年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ440万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ37億9,590万円とするものであります。補正の主な内容は、歳出に電算システム改修のための委託料を、歳入にはそれに係る国庫補助金を追加するものであります。

報告第5号放棄した私債権の報告については、水道料金及び奨学貸付金について、時効により13件の私債権を放棄したことから、平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第8号平川市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の特別税額控除に係る規定を定めるなど、所要の改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第9号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額及び軽減措置の基準を改める必要が生じたため、専決処分したものであります。

専決第10号平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係する4つの基準条例について改正を行う必要が生じたため、専決処分したものであります。

報告第7号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し、承認を求めるものであります。

専決第11号令和5年度平川市一般会計補正予算（第11号）につきましては、令和5年度予算の予算整理として編成し、令和6年3月29日付けで専決処分したものであります。歳入歳出それぞれ8,328万9,000円を減額し予算総額を歳入歳出それぞれ234億6,405万9,000円とするものであります。

その内容であります。まず、繰越明許費では、年度内完了が見込めないものとして、すこやか住宅支援事業835万円、価格高騰重点支援臨時給付金事業1,393万円、高齢者施設等設備整備・改修事業2,834万円、地域産業支援事業143万5,000円を追加しております。

次に、歳入であります。主なものとしましては、1款市税では、個人市民税7,882万8,000円、法人市民税8,453万7,000円、固定資産税4,073万7,000円をそれぞれ追加しました。

7款地方消費税交付金では、交付金の交付決定により、9,835万8,000円を追加しました。11款地方交付税では、特別交付税の交付決定により、8,600万8,000円を追加しました。15款国庫支出金では、生活保護費国庫負担金を1,671万3,000円減額したほか、新型コ

コロナウイルスワクチン接種対策費4,205万2,000円を追加しました。

19款繰入金では、公共施設等整備基金繰入金5億1,200万円を減額しました。

22款市債では、事業費の精査に伴い、合計5,010万円を減額しました。

以上が歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものでありますが、2款総務費では、ふるさと納税業務委託料2,650万9,000円を減額しました。また、今回の補正における一般財源の剰余分5億387万3,000円を市債管理基金積立金として追加しました。これ以降に申し上げる歳出予算は、主に入札減や事業費の精査により減額したものであります。

3款民生費では、生活扶助等2,499万円減額、4款衛生費では、予防接種委託料2,860万円減額、7款商工費では、工事請負費5,154万5,000円減額、8款土木費では、除雪委託料8,801万8,000円を減額しました。

以上が歳出の主な内容であります。

専決第7号令和5年度平川市広船財産区一般会計補正予算(第1号)につきましては、令和6年3月25日付けで、また、専決第12号令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算(第3号)から、専決第18号令和5年度平川市沖館財産区一般会計補正予算(第1号)までの計7件の補正予算につきましては、令和6年3月29日付けで、それぞれ専決処分いたしました。補正の内容は、事業実績の精査によるものであり、8件の補正予算合計で、歳入歳出それぞれ585万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ755万8,000円としたものであります。

報告第8号令和5年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告については、御仮屋橋補修事業は令和5年度から、金田小学校改築事業は令和4年度から、それぞれ継続費を設定し事業を進めてまいりました。これらの事業について、令和5年度の支出額を除いた残額について逐次繰越し、継続費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第9号令和5年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、尾上分庁舎大規模改修事業、定額減税事業、低所得者支援給付金事業、橋梁補修事業など、合わせて14事業で、総額9億4,071万4,000円を繰り越すこととし、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

報告第10号令和5年度平川市下水道事業会計予算繰越については、資材の入手難による工期延長のため、農業集落排水事業の建設改良費330万円を繰り越すこととしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ御説明申し上げます。議員の皆様には、慎重御審議のうえ、原案どおり御議決及び御承認を賜りますようお願い申し上げます。議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長(石田隆芳議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第7、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表(案)について、タブレットに掲載しております。

ので御参照願います。

議案第48号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第58号令和6年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案までの11件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号から議案第58号までの11件を、委員会付託一覧表(案)のとおり、所管する常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの11件は、委員会付託一覧表(案)のとおり、所管する常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、報告案件に入ります。

まず、報告第5号から報告第10号の合計6件のうち、先に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により、議会への報告並びに承認を要する案件を議題とします。

報告第6号及び報告第7号の2件について会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告第6号及び報告第7号については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

報告第6号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第8号平川市税条例の一部を改正する条例から、専決第10号平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例までの3件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 16番、齋藤律子議員。

○16番(齋藤律子議員) 専決第9号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お尋ねします。

専決第9号は、負担増の内容となっています。後期高齢者支援金分課税限度額2万円

の引上げ、この対象者となる人数をお知らせください。また、軽減基準額の引上げも、今回改正の内容となっていますが、5割負担、2割負担の対象となる世帯数をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） まず、課税限度額の改正に伴って、影響のある世帯です。94世帯を見込んでおります。

それから、軽減判定所得の基準額の引上げ、これに係る対象世帯は、5割軽減、それから2割軽減ともに9世帯ずつを見込んでおり、合計18世帯が新たに軽減の適用となるということで見込んでおります。

○議長（石田隆芳議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

報告第6号、専決第8号平川市税条例の一部を改正する条例から、専決第10号平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例までの3件について、採決します。

ただいまの専決第8号から専決第10号の3件について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議がありますので、齋藤律子議員にお聞きします。

専決第何号に反対ですか。

○16番（齋藤律子議員） 専決第9号です。

○議長（石田隆芳議員） ただいまの3件のうち、専決第9号に異議がありますので、先に専決第9号について電子表決システムにより採決します。

まずは、参加ボタンを押してください。

専決第9号を承認することに賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

（電子採決）

○議長（石田隆芳議員） 賛成多数です。

よって、専決第9号は、承認することに決定しました。

次に、ただいま採決されました1件を除く2件について、一括採決します。

ただいまの専決2件について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決2件については承認することに決定しました。

報告第7号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第7号令和5年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）、専決第11号令和

5年度平川市一般会計補正予算（第11号）から、専決第18号令和5年度平川市沖館財産区一般会計補正予算（第1号）までの9件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 討論を終わります。

報告第7号、専決第7号令和5年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）、専決第11号令和5年度平川市一般会計補正予算（第11号）から、専決第18号令和5年度平川市沖館財産区一般会計補正予算（第1号）までの9件について、採決します。

ただいまの専決第7号及び専決第11号から専決第18号の9件について、承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決9件は、承認することに決定しました。

次に、報告第5号放棄した私債権の報告について、報告第8号令和5年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第10号令和5年度平川市下水道事業会計予算繰越についてまでの4件についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りします。

5日、6日は議案熟考のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、5日、6日は、本会議を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、7日、午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時00分 散会